

京都府後期高齢者医療広域連合長職務代理規則

平成19年4月1日

規則第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第152条第1項の規定により、広域連合長の職務を代理する副広域連合長の順序は、次のとおりとする。

- 第1順位 副広域連合長 杉浦 正省
- 第2順位 副広域連合長 桂川 孝裕
- 第3順位 副広域連合長 安田 守
- 第4順位 副広域連合長 吉田 良比呂
- 第5順位 副広域連合長 田中 靖之
- 第6順位 副広域連合長 古川 博規

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年7月11日規則第22号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年8月26日規則第23号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年11月8日規則第25号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年4月1日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年6月20日規則第3号）

この規則は、平成20年6月20日から施行する。

附 則（平成20年8月4日規則第5号）

この規則は、平成20年8月4日から施行する。

附 則（平成21年4月1日規則第1号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年9月7日規則第3号）

この規則は、平成21年9月7日から施行する。

附 則（平成22年3月1日規則第1号）

この規則は、平成22年3月1日から施行する。

附 則（平成22年3月23日規則第2号）

この規則は、平成22年3月23日から施行する。

附 則（平成23年2月18日規則第1号）

この規則は、平成23年2月18日から施行する。

附 則（平成23年7月11日規則第4号）

この規則は、平成23年7月11日から施行する。

附 則（平成23年8月19日規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年8月28日規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年2月8日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年4月1日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年4月22日規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年6月10日規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年8月23日規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年7月2日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年8月22日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年4月1日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年2月18日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行し、平成28年2月12日から適用する。

附 則（平成29年4月6日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則（平成29年4月19日規則第3号）

この規則は、平成29年4月22日から施行する。

附 則（平成29年8月30日規則第4号）

この規則は、公布の日から施行し、平成29年8月25日から適用する。

附 則（平成30年6月1日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年7月2日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年8月24日規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年4月1日規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年5月7日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年8月9日規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年11月8日規則第4号）

この規則は、令和元年11月9日から施行する。

附 則（令和2年2月7日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年7月1日規則第8号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年8月28日規則第9号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年4月1日規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年4月22日規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年8月27日規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年8月24日規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年8月29日規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年4月28日規則第5号）

この規則は、令和5年4月30日から施行する。

附 則（令和5年6月30日規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年8月25日規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年11月9日規則第8号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年2月8日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和7年4月3日規則第4号）

この規則は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

附 則（令和7年8月7日規則第7号）

この規則は、公布の日から施行し、令和7年8月7日から適用する。